

○道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）（抄）

（自家用自動車の使用に関する権限の委任）

第四条 法第五章に規定する国土交通大臣の権限（法第八十一条第二項において準用する法第四十一条第三項及び第四項に規定するものを除く。）は、地方運輸局長に委任する。

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。